

審査 処理欄	認 否	コード	保	認定日	人数	所 得			賃貸契約書			市外転入日	受取日

平成31年度(2019年度)就学援助申請書兼世帯状況票

校園コード

しんせい くぶん 《申請区分》	くぶん いずれかの区分	かこ を囲んでください。	※ () ない しんせいきげん 内は申請期限です。
そき 早期2 くわいじ 申請理由 ①～⑪	いっぽん 一般1 書類審査 しょるいしんさ (3月15日まで)	ぜいじょうほうりょう 税情報利用 しめいじょうりよう 申請理由 ①または⑫ (5月15日まで)	いっぽん 一般2 書類審査 しょるいしんさ (6月28日まで)
すいじ 随時 すいじ 申請理由 ①～⑫	すいじ 7月1日以降 しつじ 隨時		

児童生徒が通学されている学校ごとに1枚必要です。

(裏面も必ずお読みください。)

どちらかに☑をつけてください

《申請理由》該当する理由に「」をつけてください

□ ⑫ ①～⑪には該当しないが 特別な事情のため けいざいてき こま 経済的に困っている

※⑫のみ《特別な事情》《住室の形態》を記入してください。

※該当する事由に「✓」をつけてください。

- 収入が低く、経済的に困窮している。

平成 年 月 に離婚

平成 年 月 に()が解雇等・倒産・廃業により失業

※解雇の場合、雇用保険受給資格者証の離職理由コード()

その他(記入内容は、「お知らせ」の7ページをご覧ください。)

- じゅうたく けいたい かこ
『住宅の形態』(どちらかを〇で囲んでください。)
へいせい んん がつ にちげんざい じょきょう すいじしんせい しんせいびげんざい じょうきょう
※平成31年4月1日現在の状況(随時申請は申請日現在の状況)
あち ひき しやくねとう あむをひけいやくよ うつ とう ひつとう

11) 生活保護を受けている。 持家 借家等 (賃貸契約書の写

- 税情報を利用する。※平成31年1月現在の市住民が利用できます。(早期2、一般2申請は利用不可)
税情報を利用する。※平成31年1月現在の市住民が利用できます。(早期2、一般2申請は利用不可)

印 ※世帯全員の方に同意の意思を確認のうえ、必ず押印してください

- ぜいじょうほう り よう しょうめいしょい てん ぶ いっぽん しんせい たいじょうがい
税情報を利用せず 証明書類を添付する (一般1申請は対象外)

證明書類は裏面をご覧ください

せ たいじょうきょう せいいけい いつ ものぜんいん しんせいり ゆう から きにゅう
『世帯状況(生計を にそそぐ者全員)』『中請理由』『契約書』
『契約書』
『契約書』

せ たいにんすう

いにんじょうおよ どういしょ 委任状及び同音書

- | | |
|--------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | こ う ざ ふ り か え き ぼ う
口座振替を希望する |
| <input type="checkbox"/> | げ ん き ん ば ら き ぼ う
現金払いを希望する |

- ちょしゅくきんとどけでこうざ りょう ほごしゃめいぎ ぱあい か
徴収金届出口座を利用する。(保護者名義の場合のみ可)

しゅうがんじんとどけでこうざ りょう しんき へこう ぱあい こうさふりかえもうしでしょ ていしゅ ひつよう
就学支援届出口座を利用する。(新規・変更の場合は口座振替申出書の提出が必要)

市民税額・所得金額等の証明書類

申請理由①または⑫で申請された方にについて、「市民税額・所得金額等の確認方法」で、「税情報を利用せず、証明書類を添付する。」に☑をつけた場合は、次のいずれかの証明書類が必要です。

申請理由①	申請理由⑫
「年税額」欄に「0円」と記載されている場合	平成30年中の所得がわかる書類として
平成30年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写) (納税義務者用)	○ 不可
平成31年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(写) (納税義務者用)	○ ○
平成30年度 市民税・府民税証明書 ▶ 「市民税・府民税証明書」について 参照	○ 不可
平成31年度 市民税・府民税証明書 ▶ 「市民税・府民税証明書」について 参照	○ ○
平成30年度 市民税・府民税納税通知書兼税額変更(決定)通知書 及び課税明細書(写)	○ 不可
平成31年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書 及び課税明細書(写)	○ 送付なし ○

【証明書類に関する注意事項】(注) 提出する書類は年度を統一してください。

- ※ 収入・所得の有無に関わらず、生計を1にする世帯全員(平成13年4月1日以前に生まれた方)の証明書類が必要になります。ただし、申請理由①(市民税が非課税)の場合、被扶養者の方の証明書類は不要です。
- ※ 市内住着者(平成31年1月1日現在)については、税情報を利用(早期2、一般2申請は利用不可)することにより証明書類が不要になります。
- ▶ 利用する場合は、表面「市民税額・所得金額等の確認方法」の「税情報を利用する。」を選んでください。
- ※ 「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」は、主たる給与以外の所得に対する住民税を普通徴収で課税されている場合は、証明書類として使用できません。

「市民税・府民税証明書」について

- 「市民税・府民税証明書」は、市税事務所または区役所(出張所等含む)で発行しています。
- ※ 当該年1月1日現在の住所が大阪市外の場合は、お住まいだった市区町村で課税(所得)証明書の発行を受けてください。
- ※ 交付申請するときは、「申請書の「使用目的」欄の「□就学援助」にチェックをつけてください。
- ※ 「市民税・府民税証明書」は、扶養控除欄の記載が省略されているものは使用できません。
- 小学校と中学校など2枚以上申請書を提出する場合、「市民税・府民税証明書」の原本を添付するのは一方だけで、他方はコピーを添付してください。
- 所得がなかった方や市民税・府民税が非課税になる方も、就学援助の申請のためには、原則として市税事務所での申告が必要です。「市民税・府民税証明書」は、申告を行ってから交付を受けてください。(「平成31年度市民税・府民税証明書」は平成31年6月以降に発行可能です。)
- ※ 申請理由⑫による審査では、「市民税・府民税証明書」により「所得金額」を確認しますが、市税事務所で申告されていない場合は「所得金額」が記載されないため、確認できません。
- ただし、次の方については、未申告でも「所得金額」が記載されるので、申告の必要はありません。
 - ① 所得の確定申告をされた方
 - ② 給与所得のみで、給与支払者(勤務先)から給与支払報告書が提出されている方
 - ③ 公的年金等※の所得のみで、その他に所得がない方
- 市民税・府民税を申告するためには、申告期間中(平成31年1月1日から3月15日まで)に、市税事務所(船場法人市税事務所を除く)で申告を行ってください。なお、この申告期間中に限り、区役所の臨時申告受付会場でも受付を行います。詳しくは、平成31年2月初旬発行の区広報誌又は大阪市ホームページをご覧ください。
- ※ 市民税・府民税を申告するときは、所得が0円の場合も、必ず「扶養控除」欄を記入し、また寡婦(寡夫)の方は「□寡婦(寡夫)控除」にチェックし、申告を行ってください。

《学校からの特記事項》